

令和3年度糸島市商工会利子補給助成事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 本規程は、市内商工業者の事業資金借入金に係る支払利息の一部を補助することにより、経営の安定を図るとともに商工業者の育成及び振興に寄与するため、借入者に対して交付する糸島市商工会利子補給補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業資金)

第2条 補助の対象となる事業は次の各号の事業資金とする。

- 1 糸島市内で起業する方、または起業後1年以内の方が、令和2年度に(株)日本政策金融公庫から借入れた起業に伴う資金。
- 2 糸島市内で行う事業用の資金として、令和2年度に(株)日本政策金融公庫福岡西支店から借入れまたは借換えた小規模事業者経営改善資金。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、第2条の事業資金を利用した者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 1 市税等の滞納が無い者。
- 2 借入後、1ヶ月を超える返済の遅れが無い者。
- 3 申請時点で糸島市内で事業を継続している者。

(補助金の額及び補助限度額)

第4条 補助金の金額及び補助限度額は次のとおりとする。

- 1 原則、令和2年度中に借入した第2条の各号の資金に係る1年間の支払利息。
- 2 上限5万円。但し、補助金請求時の糸島市補助金の予算範囲内とする。

(補助対象となる利息の対象期間)

第5条 補助対象となる支払利息の対象期間は、次の期間とする。

- 1 令和2年度の貸付実行日から1年経過する日までの最終の支払期日までとする。但し対象期間は、令和4年2月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる必要書類を添付して、令和4年3月10日までに商工会長へ申請するものとする。

- (1) 糸島市商工会利子補給申請書（様式第 1 号）
- (2) 糸島市が発行する市税等に滞納の無い証明
- (3) 事業の継続が確認できる書類（確定申告書・請求書など）

（補助金の交付決定）

第 7 条 商工会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、糸島市商工会利子補給交付決定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 補助金を請求しようとする者は、次に掲げる必要書類を添付して、令和 4 年 3 月 10 日までに商工会長へ請求するものとする。

- (1) 糸島市商工会利子補給交付決定通知書（様式第 2 号）。
- (2) 糸島市商工会利子補給請求書（様式第 3 号）。
- (3) 振込口座の写し。

（補助金の交付等）

第 9 条 商工会長は、前条の請求書類を受理した時は、これを審査し、適当であると認めるときは補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第 10 条 商工会長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 1 補助金の交付の目的または条件に違反したとき。
- 2 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業実施について不正の行為があったとき。
- 3 その他、この規程に違反したとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。